

VI 災害対策等関係

20 災害対策の推進

(内閣官房、内閣府、総務省、消防庁、財務省、厚生労働省、
農林水産省、林野庁、水産庁、国土交通省)

【理由】

災害に対して安全で安心できる国土をつくることは、安定した国民生活に不可欠である。中国地方ではその自然的、社会的条件から、平成18年の台風第13号をはじめ、尊い人命と莫大な資産を奪い、地域の社会機能にも大きな支障をきたした災害が、毎年のように繰り返されている。特に瀬戸内海沿岸・島しょ部を中心に、高潮についても大きな被害をもたらしている。このため抜本的な治水・高潮対策の推進が必要である。

また、土砂災害については、総合的な土砂災害対策を講じるため土砂災害のおそれのある区域の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策に関する法律として「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」が平成13年4月1日から施行されているが、中国地方においては、近年では平成21年、22年に集中豪雨による土砂災害が発生し、甚大な被害が生じていることから、法の趣旨に沿った施策を積極的に推進していく必要がある。

さらに、発生が懸念される「東南海・南海地震」や、それ以外の全国どこでも起こるおそれがある地震にも対応するため、中国地方の各県においても防災基本計画や近年の災害事例などを踏まえ地域防災計画を見直すとともに、各種防災対策に関する施策を講じているところであるが、災害に強いまちづくりの推進や減災に向けた取組み、地震災害発生後の効果的な応急対策の実施などの観点から、さらなる各種防災対策事業の充実を図る必要がある。

については、次の内容について提案する。

【提案】

1 治水・高潮対策の推進

国民の生命と財産を守り、豊かで安心できる国土を形成するため、「社会資本整備重点計画」に基づき、治水事業及び海岸事業を強力に推進すること。

2 総合的な土砂災害対策の推進

(1) 国民の生命と財産を守り、豊かで安心できる国土を形成するため、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業及び治山事業の着実な事業実施を促進すること。

- (2) 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、警戒避難体制の早急な確立につながる「土砂災害警戒区域」等の指定を円滑に行なうため、引き続き砂防関係基礎調査の着実な事業実施を促進すること。

3 地震等大規模災害対策の推進

- (1) 地震等大規模災害に強い国土構造の構築を図るため、災害時に代替機能を果たすことのできる交通基盤として、地方における道路、空港、港湾の整備・充実にともな道路管理用の情報ネットワーク設備を利用した災害時の緊急情報通信ネットワークの整備を図ること。
- (2) 地震発生直後における広域的かつ総合的な支援体制の早期確立を図るための全国的な防災情報通信ネットワークシステムの整備及び災害時における緊急通報回線の確保を行なうとともに、県・市町村による防災通信ネットワークの新設・再整備等を促進すること。
- (3) 県・市町村が行う防災対策事業が円滑に推進できるよう、地震防災行政を総合的かつ強力に進めるとともに、地方における総合的な広域応援体制の確立を促進すること。

4 被災者に対する支援制度の充実

被災者の生活再建の支援と被災地の速やかな復興のため、被災者生活再建支援制度をさらに改善するとともに、被災者生活再建支援基金で対応が困難な超大規模災害については、別途の対応策を講じること。

21 国家的な危機管理体制の整備

(内閣官房、総務省、厚生労働省、農林水産省)

【理由】

昨今、武力攻撃事態対処法をはじめとする有事関連法が成立するなど、有事に備える基本的な法体制が整ったところであるが、我が国が武力攻撃事態等に至った場合には、国民の理解と協力のもと、国・地方が相互に協力して国民の保護のために対処することが肝要である。

また、昨年、国内で発生した新型インフルエンザについては、弱毒性のものであったが、その対応については各方面から様々な課題が指摘されており、今後発生が懸念される強毒性の新型インフルエンザに備えた対策が必要である。

さらに、家畜伝染病である口蹄疫が宮崎県で発生し、約29万頭の牛や豚を殺処分する、国内の家畜伝染病の発生としては未曾有の大災害となるなど、国全体の問題として対処すべき事態が続発している。

一方、こうした事態に対して、国においては、初動体制の遅れが指摘されるなど、必ずしも迅速・的確な危機管理体制が整備されたとは言い難い状況であり、早急に国家的な危機に対する管理体制を構築する必要がある。

については、次の内容について提案する。

【提案】

1 国家的な危機管理体制等の整備

(1) 迅速・的確な危機管理体制の整備

国全体として対処すべき危機が発生した場合においては、国において、早期の初動体制を確立するなど、迅速・的確な危機管理体制を整備すること。

その際には、各省庁の役割分担を明確化するとともに、必要に応じて、国の統一的な対処組織を設けること。

(2) 適切な情報提供

地方公共団体への迅速で適切な情報提供を行うとともに、国民への正しい知識・情報を提供し、風評被害の防止等に努めること。

(3) 地方公共団体を実施する対策への支援

地方公共団体が行う専門的な人材の養成などの体制整備や危機に対応して実施する対策について、国において、的確に支援を行うこと。

2 国民保護への対応

(1) 国民保護への財政支援

武力攻撃事態等への対処は、国家全体の問題であり、国が責任を持って必要なものは負担すべきである。このため、地方公共団体の平時の取組み（訓練、事務、調査、資機材整備等）についても、財政的な支援をすること。

(2) 国民保護訓練への技術支援等

国民保護は、自然災害と違い訓練を通じてしか体制づくりやその検証ができないため、訓練を通じた運用面及び組織面での体制づくりが特に重要となる。

このため、地方公共団体の訓練実施の負担を軽減するための支援と国民保護に従事する職員養成のための専門的研修を実施すること。

(3) 国民への普及啓発

住民（外国人を含む）が自ら知っておくべき国民保護に関する基本的知識や個人防護措置について、住民に分かりやすく情報を提供するなどその普及啓発に努めること。

また、国民保護措置の実施において、住民の自発的協力は、大変重要である。特に、消防団、自主防災組織及び自治会などは主要な役割を果たすことが期待される。このため、国においてもこれら活動に対して、平素から積極的な支援を行うこと。

さらに、全国瞬時警報システム（J-ALERT）が全国一斉整備されることから、システム運用の前提として、住民への事前周知が不可欠となる。このため国においても、積極的な普及啓発に努めること。

3 新型インフルエンザへの対応

新型インフルエンザ（A/H1N1）に係る対応についての十分な検証も踏まえて、あらゆる病原性の新型インフルエンザについて、地方公共団体との十分な事前協議の下、法整備を含めた国家的危機管理としての対策を推進すること。

4 口蹄疫対策

(1) 感染経路の究明と万全な侵入防止対策の構築

感染経路は未だに究明されておらず、感染経路を早急に究明するとともに、今後の侵入防止対策に万全を期すこと。

(2) 「家畜伝染病予防法」の改正と「口蹄疫防疫指針」の改訂

時限立法として公布された「口蹄疫対策特別措置法」の理念に基づき、「家畜伝染病予防法」について早急に改正すること。さらに今回の発生を受けて「口蹄疫防疫指針」についても早急に見直すこと。